

北海道告示第10352号

北海道が令和元年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和元年8月26日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その7)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>食関連産業省力化促進事業</p> <p>北海道の試験研究機関等が、食関連産業への先端技術の導入に向けて共同で取り組む研究開発やその成果の製品化、事業化に要する経費及びこれらをマネジメントし、事業全体の普及啓発を行うための経費を予算の範囲内で補助することにより、本道における食関連産業の省力化や生産性向上を図ることを目的とする。</p>	<p>北海道内の産業支援機関及び公設試験研究機関等で構成し、道内の食関連産業への先端技術の導入に向けて、次の研究開発やその成果の製品化、事業化、広報・普及、関連技術者の育成に取り組む協議体</p> <p>1 国際通信規格ISOBUS対応の農作業機の開発</p> <p>2 食品製造工程の自動化・省力化につながるロボットハンドや異物除去システムの開発</p>	<p>次の補助事業に要する経費のうち、下記(1)から(10)に定める経費</p> <p>1 食関連産業への先端技術の導入に向けた研究開発等に要する経費 補助事業者が、試験研究機関等に対し委託する食関連産業への先端技術の導入に向けた研究開発やその成果の製品化、事業化、広報・普及、関連技術者の育成に要する経費</p> <p>2 補助事業者が1の事業に係るマネジメントや事業全体の普及啓発に要する経費</p> <p>(1)人件費 (2)報償費 (3)旅費 (4)需用費 (5)役務費 (6)委託料 (7)使用料及び賃借料 (8)原材料費 (9)備品購入費 (10)その他特に必要と認められる経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和元年9月6日 提出先 経済部産業振興局科学技術振興室</p>		